

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥富市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

弥富市長

## 公表日

令和4年4月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保健事業業、国民健康保険税の賦課・徴収に関する業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答  (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理  (3)保険給付の支給  (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置  (5)保険給付の一時差止め  (6)保健事業に関する業務  (7)国民健康保険税の賦課に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、次の事務については、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>(1)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携  (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	<p>WizLIFE、R-STAGE、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、授受ネット、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー</p> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、統合宛名ファイル
---------------------------------------

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項、別表第一 項番16、30  2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条  3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号、別表第二  【情報提供】 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、(29)、(30)、33、39、42、(46)、58、62、78、80、87、(88)、93、97、106、109、120  【情報照会】 項番27、42、43、44、45</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)  【情報提供】 第1条、第2条、第3条、第4条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3  (※別表第二項番29、30、46、88の主務省令で定める事務は未定)  【情報照会】 第25条、第25条の2、第26条  (※別表第二項番45の主務省令で定める事務は未定)</p> <p>* オンライン資格確認(機関別符号の取得等)は、番号法附則第6条第4項並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を根拠として実施する。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県弥富市前ヶ須町南本田335 弥富市役所 総務部総務課 電話0567-65-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県弥富市前ヶ須町南本田335 弥富市役所 総務部総務課 電話0567-65-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年3月31日	表紙-公表日	平成31年3月15日	令和2年3月31日	事後	再評価の実施
令和2年3月31日	I-1-③システムの名称	WizLIFE、国保総合システム、授受ネット、統合宛名システム、中間サーバー	WizLIFE、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、授受ネット、統合宛名システム、中間サーバー  *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	国民健康保険法の改正等
令和2年3月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120【情報照会】項番27、42、43、44、45	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120【情報照会】項番27、42、43、44、45  *オンライン資格確認の準備業務(機関別符号の取得等)は、番号法附則第6条第4項並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を根拠として実施する。	事後	国民健康保険法の改正等
令和3年1月20日	I-1-②事務の概要		(※以下を追加) また、次の事務については、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 (1)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等	事後	国民健康保険法の改正等
令和3年1月20日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30	1. 番号法第9条第1項、別表第一項番30 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	国民健康保険法の改正等
令和3年1月20日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、29、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120【情報照会】項番27、42、43、44、45  *オンライン資格確認の準備業務(機関別符号の取得等)は、番号法附則第6条第4項並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を根拠として実施する。	1. 番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、(29)、(30)、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120【情報照会】項番42、43、44、45  2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第1条、第2条、第3条、第4条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (※別表第二項番29、30、46、88の主務省令で定める事務は未定) 【情報照会】第25条、第25条の2、第26条 (※別表第二項番45の主務省令で定める事務は未定)  *オンライン資格確認の準備業務(機関別符号の取得等)は、番号法附則第6条第4項並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を根拠として実施する。		
令和3年1月20日	I-5-①部署	民生部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和3年1月20日	II-1及び2いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年1月20日	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	1. 番号法第19条第7号、別表第二	1. 番号法第19条第8号、別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答  (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理  (3)保険給付の支給  (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置  (5)保険給付の一時差止め  (※以下略)</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。また、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、国民健康保険事業、国民健康保険税の賦課・徴収に関する業務を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答  (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理  (3)保険給付の支給  (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置  (5)保険給付の一時差止め  (6)保健事業に関する業務  (7)国民健康保険税の賦課に関する事務  (※以下略)</p>	事後	
令和4年3月11日	I-1-③システムの名称	WizLIFE、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、授受ネット、統合宛名システム、中間サーバー	WizLIFE、R-STAGE、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、授受ネット、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和4年3月11日	I-2特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、統合宛名ファイル	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、統合宛名ファイル	事後	
令和4年3月11日	I-3法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項、別表第一 項番30  2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条  3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>1. 番号法第9条第1項、別表第一 項番16、30  2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条  3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年3月11日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号、別表第二  【情報提供】 項番1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、(29)、(30)、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120  【情報照会】 項番42、43、44、45</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)  【情報提供】 第1条、第2条、第3条、第4条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3  (※別表第二項番29、30、46、88の主務省令で定める事務は未定)  【情報照会】 第25条、第25条の2、第26条  (※別表第二項番45の主務省令で定める事務は未定)</p> <p>*オンライン資格確認の準備業務(機関別符号の取得等)は、番号法附則第6条第4項並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を根拠として実施する。</p>	<p>1. 番号法第19条第8号、別表第二  【情報提供】 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、(29)、(30)、33、39、42、(46)、58、62、78、80、87、(88)、93、97、106、109、120  【情報照会】 項番27、42、43、44、45</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)  【情報提供】 第1条、第2条、第3条、第4条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3  (※別表第二項番29、30、46、88の主務省令で定める事務は未定)  【情報照会】 第25条、第25条の2、第26条  (※別表第二項番45の主務省令で定める事務は未定)</p> <p>*オンライン資格確認(機関別符号の取得等)は、番号法附則第6条第4項並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を根拠として実施する。</p>	事後	